

## 福岡県産木材利用促進協議会 会則

### (名称)

第1条 この団体は、福岡県産木材利用促進協議会（以下「協議会」という。）という。

### (定義)

第2条 福岡県産木材とは、福岡県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太、およびこの丸太を福岡県内で加工生産した製材品・木質材料をいう。

### (目的)

第3条 協議会は、福岡県産木材の利用促進を図るため、川上・川中・川下で例えられる「林業関係者」、「木材加工関係者」、「建築関係者」等による連携に取り組むことで、福岡県産木材の利用に係る諸問題や解決に三者が一体になって理解を深めるとともに、福岡県内の豊富な森林資源の持続的かつ循環的な利用と、林業・木材産業及び木質建築の振興に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、第3条に規定する目的を達成するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 福岡県産木材の利用に係る設計支援に関する事
- (2) 福岡県産木材の普及啓発に関する事
- (3) 福岡県産木材の供給体制の構築に関する事
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関する事

### (会員)

第5条 協議会は、次に掲げる事業者等により構成する。

- (1) 福岡県森林組合連合会および傘下組合
- (2) 一般社団法人福岡県木材組合連合会および傘下組合
- (3) 福岡県木材青壮年連合会
- (4) 福岡県木材市場連盟
- (5) 福岡市
- (6) FUKUOKA うきうき wood 有限責任事業組合
- (7) 福岡中小建設業協同組合
- (8) 株式会社アキヤマインダストリー 一級建築士事務所
- (9) その他、協議会が認める者

### (役員)

第6条 協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

### (事務局)

第7条 協議会の事務局は、FUKUOKA うきうき wood 有限責任事業組合内に置く。

2 事務局の職務は、協議会の事業の企画調整及び経理事務とする。

附則 この会則は、平成30年11月1日から施行する。

福岡県産木材利用促進協議会 役員名簿 (平成 30 年 11 月 1 日 現在)

役職名	氏名	現職の法人名・役職名
会長	平川 辰男	一般社団法人福岡県木材組合連合会 会長 株式会社平川木材工業 代表取締役会長
副会長	秋山 篤史	株式会社アキヤマインダストリー 代表取締役

以上